

## 指導行政のポイント

### “学校給食法”が変わった

菱村 幸彦

#### 学校給食基準の法制化

本年6月に成立した「学校保健法等の一部を改正する法律」により、学校給食法が改正された（施行は21年4月）。で、以下に、学校給食法のどこがどう変わったか、そのポイントを紹介しよう。

#### 今日的課題に応じた目標設定

学校給食法の改正のポイントは3つある。

第1は、学校給食の目標の改正である（2条）。従来、学校給食の目標として、日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣を養うこと、学校生活を豊かにし楽しい社交性を養うこと、食生活の合理化、栄養の改善、健康の増進を図ること、食料の生産、配分、消費について正しい理解に導くことを掲げていた。

改正法は、これらの4つの目標に、さらに次の4つの目標を加えている（上記の目標は削除）。

- 適切な栄養摂取による健康の保持増進を図ること。
- 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについて理解を深め、生命や自然を尊重する精神と環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについて理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- わが国の各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

今回、新たな目標が追加されたのは、1つには、学校給食法の制定時（昭和29年）からすでに50年が経過し、児童・生徒を取り巻く食生活が大きく変化して、食に関する今日的課題への対応が迫られていること。

いま1つは、食育基本法の制定（平成17年）、教育基本法の改正（平成18年）、学校教育法の改正（平成19年）に即応するためである。

第2は、学校給食実施基準と学校給食衛生管理基準の法制化である（8条、9条）。従来から、学校給食の適正な実施のため、実施対象、実施回数、栄養所要量等について「学校給食実施基準」（文科省告示）が定められ、また、各学校や調理場で適切な衛生管理が実施されるため、「学校給食衛生管理基準」（文科省通知）が定められている。

改正法は、これらの基準の根拠を法律で定め、法的な位置づけを明確にした。とくに現行の学校給食衛生管理基準は、通知で示されたガイドラインであるため、衛生管理が完全に実施されない現状があり、その改善を図ったわけである。

改正法は、校長と共同調理場長に対し基準に照らして、衛生管理上適正を欠く事項がある場合、遅滞なく必要な改善措置を行い、改善措置が講じられない場合は、設置者に申し出ることを義務づけている。

#### 栄養教諭による食育の充実

第3は、学校給食を活用した食育の充実である（10条）。改正法は、まず、栄養教諭に対して、学校給食で摂取する食品と健康の保持増進の関連について指導すること、食について特別の配慮を必要とする児童・生徒に個別指導を行うことを定め、次いで、校長に対して、食に関する指導の全体計画の作成を義務づけている。

また、栄養教諭が食育を行うにあたっては、地域の産物を学校給食に活用し、地域の食文化や食にかかる産業や自然環境への理解を深めるよう努めることを求めている。栄養教諭が置かれていない学校では、学校給食栄養管理者が、栄養教諭に準じて指導を行うこととなる。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究センター理事長）

■最新刊！

菱村幸彦【著】 B6判・定価2,205円

教育開発研究所

全訂新版『はじめて学ぶ教育法規』

法改正を踏まえて全面改定！

『図解・表解 教育法規』

坂田仰／河内祥子／黒川雅子【共著】定価2,205円